

岡本の国会での質問

170-衆-農林水産委員会-2号 平成20年11月19日

○遠藤委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

きょうは委員各位に御配慮いただき、時間をいただき、質問させていただきますことをまずもって感謝申し上げます。

まず川内委員の質問の続きでもありますが、お配りしております日本政府の米国に対する規制改革及び競争政策に関する要望事項という中で、二〇〇七年の十月十八日にはこのような記載があるということを改めて皆さんに指摘しておきたいと思えます。

アンダーラインのところですが、「日本の食品安全委員会においては、二〇〇五年十二月の米国産牛肉等に係る食品健康影響評価の結論への付帯事項として、」以下のものがあるんだと。そして、「日本国政府は、米国政府に対し、食品安全委員会やOIE科学委員会からの指摘も考慮しつつ飼料規制の強化及び十分なBSEサーベイランスを継続するよう求める。」としています。

先ほど川内委員からの指摘のとおり、これが二〇〇八年の十月十五日発行の要望事項の中からは消えているわけでありましてけれども、こういったサーベイランスや飼料規制について食品安全委員会へ評価を求めるといことはされたのでしょうか。もしくは、されていないのであれば、するのでしょうか。

○佐藤政府参考人 御説明申し上げます。

サーベイランスの関係につきましては、既に米国の新しいサーベイランスのやり方につきまして食品安全委員会で評価をしていただいております、従来の方法と変わるものではないという返事をいただいております。

それからまた、飼料の関係につきましては、これは従来よりも規制を強化するものでございますので、新たに食品安全委員会の評価を得る対象というふうには思っていないところでございます。

○岡本(充)委員 これは食品安全委員会の食品健康影響評価の「結論への付帯事項」を踏まえた上での要望なんですよ。

それで、この「付帯事項」に対して米国の答えが十分だったかどうかということについて日本政府がどう評価するかという話の指摘も先ほどあったわけですが、この評価はリスク評価機関である食品安全委員会にかけるのが当然のことであって、リスク管理機関の農林水産省が勝手に措置をとればこれで十分だと判断をするものではないはずであるということを私は指摘しておきたいわけです。

では、それを踏まえると、これが果たしてサーベイランスとして、また飼料規制として十分なものであるかどうかをだれが判断するわけですか。

○佐藤政府参考人 御説明申し上げます。

重ねてということになることもあるかもしれませんが、食品安全委員会は、強化前の米国の飼料規制を前提といたしましてリスク評価を行って、十七年の十二月に米国産牛肉と国産牛肉のリスクに差はないとの結論を出しているところでございます。重ねてになりますけれども、本年四月、米国政府が官報に告示しました飼料規制は、交差汚染の防止の観点からはそういう強化が図られておりますので、私どもとして、もう一度食品安全委員会に評価をしていただくというふうには判断をしなかったところでございます。

○岡本(充)委員 大臣、おかしいと思いませんか。リスク評価機関に評価をかけずに、自分たちでかけなくてもいいと判断をして要望書をおろすというのはやはりおかしい。向こうが、米国がどういう対策をとるにせよ、それが十分なのか、要望をおろすに値する改善なのかどうかは、きちっと評価をかけるべきではないかということ私は厚労委員会でも指摘をして、恐らくきのうの閣議前後で舛添厚労大臣とお話をされたと思います。

そういった点を踏まえ、大臣、これはきちっと評価をするべきであるというふうにお考えにはならないのでしょうか。

○石破国務大臣 この件について、舛添大臣と協議をいたしました。今委員の御指摘のような点もあり、もう少し事務方で詰めていく必要があるだろうというふうを考えております。

本当にこういうようなやり方でいいのかどうか、私どもとして専門的な知見を持ってやっておるわけですが、そこにおいて食品安全委員会というものをどのように関与させるか、どのように関与させるべきなのかということについては、今後のことも踏まえまして、事務方でもう少しよく詰めさせたいということが私と舛添大臣との間の協議の結果でございます。

○岡本(充)委員 これはきちっと評価をするというステップを踏まない国民の皆さん方の疑念が払拭されませんし、最終的にこういう食の安全に対する懸念や不安が広がっている中ですから、きちっとこれは対応をとらないといけないと私は思っています。

その上で、きょうこういう指摘をさせていただきましたので、改めてよく省内で検討をされて、また御報告をいただきたいと思いますが、御報告いただけますか。

○石破国務大臣 この国会の場での委員の御指摘でございますから、報告するのは当然のことと心得ます。

○岡本(充)委員 続いて、これは資料の一番最後のページですけれども、米関係の公益法人の問題について少し取り上げたいと思います。

もういろいろなところでいろいろな指摘がなされているようでありますけれども、これは農林水産省からいただいた米関係の公益法人、十団体ほどあるわけですが、本当にたくさんの農林水産省のOBが天下っているわけでありまして、この中で、きょうは問題意識を持っている点について少し取り上げたいと思います。

一つは下から四番目、食糧保管協会です。食糧保管協会というのは、もういろいろな委員も御存じだと思いますけれども、米を倉庫に預かってもらう、政府米を倉庫に預かっている、その預かっている倉庫の伝票を取りまとめて、各農政局、農政事務所等にその請求書を持っていくということが主な仕事になっています。

愛知県の食糧保管協会へ行ってきました。会長は地元の倉庫業者の社長です。そこの専務理事は食糧事務所の元所長が再就職されています。そして女性スタッフが一人、忙しいとパートの女性も来るということですがけれども、基本的に三人体制です。それで、月五十枚の請求書をチェックする。結果、倉庫業者から一千万円のお金はその協会に入るとというのが愛知県の大きなスタイルです。月五十枚の請求書をまとめて、東海農政局食糧部とこの食糧保管協会というのは建物が隣り合っているんですね。隣へ歩いて持っていってお届けする。これで一千万円だということですが、こういったやり方が、結局このお金はどこから来ているかということ、政府の保管米に対して支払っているまさに税金からこのお金は、直接ではないです、一たんは倉庫業者に入りますが、保管協会に行っているという話です。

全国では一億円になるという話ですがけれども、大臣、こういったやり方、事務手続を見直していただくということにはできないのでしょうか。

○石破国務大臣 これは、今の委員のお話を聞いて、多分ここにいらっしゃる人みんなが、そんな

ことが本当にあるのかというふうにお思いなんだろうとっております。

これは、中身についてはもうよく御存じのとおりですので、繰り返すことはいたしません。各倉庫業者が契約の締結や保管料の請求に伴う事務コストが軽減される、あるいは、倉庫業者が保管上のミスにより損害賠償責任を負う場合にこの協会に連帯保証してもらえる、そういうようなメリットがあるのだということで、民間ベースでの自主的な判断により行っている、民間業者としてはそっちの方がメリットがあるのだという形でこういうことになっているということでもあります。そういうことがないとは申しませんし、実際にあるのでございましょう。

しかしながら、このような取り組みというのは、変な言い方ですが、当省OBの面倒を見るためのものであるというふうな誤解を招きかねませんので、今後は全国食糧保管協会が取りまとめて契約することはやめるということとでございます。国と倉庫業者が直接契約をすることといたしまして、保管料の支払いにつきましても、倉庫業者との間で直接行う形に改めたいというふうに考えておるものでございます。

その旨を十月一日付で通知を発出したところでございまして、今後はそういうような、それぞれの業者さんがいろいろなプラスマイナスを考えて判断をされることでございますけれども、そちらの方のやり方、つまり今申し上げたようなやり方の方が有利だというふうにお考えになるのであればそちらの方に仕事は行くのでありまして、今おっしゃいました食糧保管協会のお仕事というのは、結果として相当に減ることになるかもしれません。私どもとしては、そういうような道もありますよということをもう一回きちんと徹底をさせたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 結果として農林水産省のOBが養われているのじゃないかという話をもう一つしていきたいのは、三つ目の穀物検定協会です。

このほかにもOMIC等指定されている検査団体はあるんですけども、この検査団体には多数の農林水産省の技術系の職員が天下っています。

大臣、私はこどもも行ってきました。そして、農林水産省のOBでなければできない検査があるからここにはたくさんOBが来るんです、こう言われるんですね。では、その農林水産省の検査官しかできない奥義を見せてくれと私は言いに行きました。そうしたら、怪しげなマンションのユニットバスから検査器材を出してきて、大臣、その中から出てきたのはふるいですよ、そこに米を入れて振り始めるわけです。これは農林水産省の奥義です、肩幅に足を開いて、肩幅に振る、一秒間に二回、三十回振るんです、つまり十五秒間振るんだというのですね。

私にもやらせてくださいと行って私は振りました。いや先生、それは違うんです。どこが違うんだ。最初は右から左です、これが農林水産省の奥義です。これは、委員の皆さんもそんなことないだろうと言われるが、ぜひ見に行ってください、そう言われますから。これはアメリカと同じで、私たちは自信を持ってやっていると。

もちろん結構です、それはいいのですけれども、これが農林水産省のOBでなければできない検査なのかということについて、私はその検査方法の内容が悪いと言っているわけじゃないですよ。農林水産省のOBしかできない奥義があるというから見に行った話であって、それが奥義であることがおかしいと言っているんです。

その上で、こういった検査をしている穀物検定協会でもありますけれども、また前の方に戻ります、写真があります。これは検査の話、米の検査だけじゃないです。実は袋もやっているんですね。米の袋が二ページにあります。三ページ、これは裏です。裏のところに小さく楕円の印鑑があります。これを拡大したのが四ページです。これは合格、穀物検定協会と書いてあります。これは袋に最初から印刷されているんです。検定協会が見に行っているわけじゃないんです。そして、説明によると、政府備蓄米にだけ要求をしているということでもありますけれども、これは政府備蓄米だけじゃなくて、皆さんの地元へ行って、ぜひ農家の皆さんに袋を見せてもらってください、これを打っていますから。

どれだけやっているんだというと、六ページですけども、平成十九年度、米麦用で一億五千百

七十五万九千枚やっています。一枚当たり幾らなのかというと、七ページです、紙であると一・五七円。それから六ページに、五十五万五千九百六十一枚の麻袋などでは六円六十九銭というものもあるようです。トータルすると三億円ぐらいのお金が、これは一社独占でありますけれども、ここがずっと印刷をしている。

また、製袋メーカーにしても、正直申し上げて、自分のところの紙の性質、その袋の強度について疑念を持たれているということで、私は今どきあり得ない検査だと思っておりますけれども、仕組みは五ページに書いています、時間の関係で余り詳しく言いませんけれども。

こういった形で米の価格にオンされて、結果として、その中から薄く広くいわゆるお金を取る。主要食糧である米であるからこそできるわざでありますけれども、この穀物検定協会、会長、理事長は農林水産省のOB、しかも事務次官が再就職をしているという会社で、三億円のお金が来れば事務次官の高いお給料も年間お支払いすることができるという大変いい仕組みになっているんじゃないかという点で、こういった印鑑を事前に刷っているわけですから、こういったやり方はもうやめるべきじゃないかというふうに私は考えるんですが、大臣、いかがお考えでしょうか。

○石破国務大臣 恐縮であります、委員御指摘の奥義を私は残念ながらまだ見たことがございません。それがまたその奥義の名に値するものなのかどうなのか、これは一度ぜひ見たいものだ、こう思っておるわけでございます。

私が事務方から説明を受けておりますのは、穀物検定協会及びOMICは、農産物検査法に基づく登録検査機関として国産及び輸入の米麦の銘柄、品位検査、その他理化学分析などを業務としているというふうに聞いております。

それから、OBが即戦力として起用されているというふうに承知をしておりますが、本当にそれがOBでなきゃできないのかということは、やはりちゃんと議論してみなきゃいかぬことですし、奥義をきわめるのも相当な時間を要するものだろうと思っておりますが、それに値するものであるのかどうか、本当にOBでなきゃいかぬのか、それに任用制限みたいなものがあるのかどうなのか、そこは委員の御指摘を受けてちゃんと調べてみたいと思っております。

それから、包装証明についての御指摘をいただきました。

これは、証明というものが行われているわけですが、この要件につきましては、特定の者のみを誘導したり、あるいは新規届け出を妨げているものでは全くございません。としたところが、これまで届け出を行っているのが日本穀物検定協会のみということになっておる。これはいかにも面妖だねという感じがいたします。面妖という言葉が正しいかどうかは別といたしまして、いかにも違和感を感じるところでございます。

したがって、証明実施者の要件につきましては、これまでも関係団体などに対して周知をしてきた、皆様方も届け出てくださいね、届け出ていいんですよという言い方はしてきたわけですが、再度、製袋メーカー等に周知徹底をしていきたいと思っております。もう一度皆さん方も参加してくださいね、ある意味ビジネスチャンスですよということを私どもの方から申し上げていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

八ページにいきます。八ページは今般会計検査院から指摘をされた農林水産省関連の補助金、事務費の不正流用について、これは愛知県の状況について、これだけのリストがあるということをお見せしました。

その上で、ぜひこれは大臣にお願いをしておきたいんですけれども、ほかの都道府県についても、十二以外についてもぜひお調べをいただきたいということ。それから、正職員の人件費等については、これは今回の指摘に含まれていないようなんですけれども、ほかの費目についてもないのかどうかをぜひ確認していただきたいということ。

それから、会計検査院にきょうはお越しをいただいておりますので、会計検査院におかれまして

は、不正事項があった場合には、昭和二十七年以降指摘をしていないという内容になっています。これは十一ページに載っています。しかしながら、九ページにあるように、会計検査院法第三十三条もしくは刑事訴訟法二百三十九条第二項において、告発ないしは通告ができるというふうになっているわけですから、それについてはぜひ厳格に適用していただき、その問題点について指摘をしていただきたいということをお願いして、それぞれ御答弁を求めて、私の質問を終わります。

○遠藤委員長 時間ですので、簡潔にお願いいたします。
石破農林水産大臣。

○真島会計検査院当局者 お答えいたします。

会計検査院法第三十三条は、「会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めるときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。」このように規定されております。

会計検査院におきましても、通告を行うべき事実が確認された場合には厳正に対処してまいりたい、かように考えております。

○岡本(充)委員 終わります。